

五月廿一



吉田一夫画

No.17 芦屋市弘報 1951

# 新選良の三十人

四月二十三日行われた市議會議員選挙の結果次の三十氏が当选ときまりました。

## 市議會議員

打出西蔵町二五	天王寺谷又之助
打出大東町八	松本正治
月若町四八	岡本義雄
月若町三五	神井清太
清水町三	助野種吉
平田町一五	逸見幸夫
茶屋ノ町八七	久堀一夫
山芦屋町七二	井田建次郎
三条南町一三ノ三	井田秋正
奥山一ノ六	井田建次郎
前田町一九	井田建次郎
打出親王塚町一八	井田建次郎
東山町七八	井田建次郎
打出南宮町五二	井田建次郎
船戸町七五	井田建次郎
伊勢町一三	井田建次郎
岩園町九〇	井田建次郎
岩園町六〇	井田建次郎
打出春日町三〇	井田建次郎
松浜町七〇	井田建次郎
西山町八〇	井田建次郎
精道町九一ノ七	井田建次郎
山芦屋町五九	井田建次郎
大原町二二二	井田建次郎
山芦屋町七三	井田建次郎
西山町二二七	井田建次郎
打出若宮町二〇	井田建次郎
大榭町三八	井田建次郎
伊勢町二二	井田建次郎
川西町八〇	井田建次郎
尾久土中塚久細福山鈴川天朝松井灘南筏芝中鶴井作久逸助神岡松天	尾久土中塚久細福山鈴川天朝松井灘南筏芝中鶴井作久逸助神岡松天
崎田田田谷野川井木越王寺谷奈貞雄男之郎助一夫郎郎昇夫一吉郎雄治	崎田田田谷野川井木越王寺谷奈貞雄男之郎助一夫郎郎昇夫一吉郎雄治
治二一介助衛助夫豊郎清門雄男之郎助一夫郎郎昇夫一吉郎雄治	治二一介助衛助夫豊郎清門雄男之郎助一夫郎郎昇夫一吉郎雄治

## 選挙の跡を顧りみる

投票区	区	市議會議員選挙			知事、県會議員選挙			平均率	順位
		有権者数	投票者数	投票率	有権者数	投票者数	投票率		
第一	精道町、竹園町、伊勢町、浜芦屋町、松浜町、平田町	2,975	2,728	91.70	2,987	2,338	78.27	84.99	2
第二	上宮川町、宮塚町、宮川町、具川町	1,908	1,825	95.65	1,917	1,512	78.87	87.26	1
第三	打出若宮町、打出浜町、打出西蔵町	1,832	1,550	84.61	1,835	1,311	71.44	78.03	7
第四	打出大東町、打出南宮町	2,261	2,064	91.29	2,263	1,642	72.60	81.95	5
第五	打出翠ヶ丘町、打出橋町、打出春日町、打出小徳町	2,177	1,816	83.42	2,188	1,452	66.36	74.89	12
第六	六麓庄町、岩園町、朝日ヶ丘町	794	675	85.01	795	529	66.54	75.78	11
第七	打出親王塚町、東山町、大原町	2,261	1,892	83.68	2,263	1,591	70.30	76.99	9
第八	山手町、奥山、東芦屋町	1,081	892	82.52	1,084	799	73.71	78.12	6
第九	山芦屋町、西山町、三条町	2,379	1,933	81.25	2,394	1,721	71.89	76.57	10
第十	船戸町、松ノ内町、月若町、西芦屋町、三条南町	2,912	2,403	82.52	2,918	2,092	71.69	77.10	8
第十一	業平町、茶屋之町、大榭町、公光町	2,158	1,933	89.57	2,164	1,711	79.07	84.32	3
第十二	前田町、清水町、川西町、津知町	1,864	1,683	90.29	1,868	1,378	73.77	82.03	4
計		24,602	21,394	86.96	24,676	18,076	73.25	79.83	

## 市告示

- 市告示第21号(三月二十日)
 

本年三月二十日日本市議会の議決を経て市警察職員給与条例中改正条例を左記の通り定める。

条例第6号(略)
- 市告示第22号(三月三十一日)
 

本年三月三十一日本市議会の議決を経て市警察手数料条例中改正条例を別紙の通り定める。

条例第7号(前号掲載)
- 市告示第23号(三月三十一日)
 

本年三月三十一日本市議会の議決を経て昭和二十五年年度市追加更正予算及び特別会計地方競馬費追加更正予算の要領は左の通りである。

(注)

一 一般会計  
三二、四九一、五六一四更正減  
競馬費  
五一、六一六、七三一四追加
- 市告示第24号(三月三十一日)
 

本年三月三十一日本市議会の議決を経て昭和二十五年年度市追加更正予算及び同市三条追加予算の要領は左記の通りである。

記

第一 菅屋市津知追加予算  
歳入  
第一款 公営企業及び財産収入  
八六、五一一四追加

## 昭

和二十二年に新憲法が施行されて既に四年を経過、ここに第五年に入った今日、わが国民は新憲法をどうみているだろうか、どの程度の関心をもっているだろうか。知識人はかなりの関心を寄せているようですが、一般の人々は概して無関心なようにみ受けられる。私は皆さんがこの際新憲法に對し正しい認識をもつていただきたいと思うのです。毀争の議論は種々ありますが、今日日本で果して憲法があつてもなくてもよいものであろうか。ある人は新憲法が外人が作つた英文を単に日本語に翻譯したものにすぎないのだと言ふ。こんなことも正しく見極めていただきたいと思ふます。勿論新憲法は敗戦の結果ボツダム宣言を受諾したために生れたという外部的原因もあつたのですが、むしろそれを契機として世界の文化国の仲間入りするための必要上作られたものなのです。事実敗戦迄は日本は一等国だと自負していたのですが、冷静に眺めると凡ての面に於て後進国であつたのです。

## 新憲法の精神

(要旨)  
講師 金森徳次郎氏  
五月八日  
五 月 八 日  
五 芦 屋 高 校  
と ところ

大変革を遂げて進歩して来たのであります。ひるがえつて日本ではどうであつたでしょうか。僅か数年前まで我々は極端にいうと、勳章や刑罰等につられて猿芝居ならぬ人間芝居を演じていたのではなかつたでしょうか。敗戦によつて我々は初めて人間らしい道を通らねばならぬとの自覚が生れ、それによつて新憲法が生れたのです。私は新憲法の起草者の一人として、これは今でも世界に誇り得る憲法だと思つています。私はこれが外国の影響を全然うけずに出来たとは思いません。又外国の憲法を参考したことも事実ですが、実際に鉛筆をひねつて起草したのは日本人である松本蒸治氏と、法務府の佐藤氏と私であつて、決して外人の作つた英文の憲法をつきつけられたのではないことを知つていただきたいのです。一部では自由な立場にある民間人の手で作られるべきものだという意見もあつたが結局政府の手によつて草案が出来たわけですから、この憲法は如何なる中味をもつていられるでしょうか。人々の中にはその一面だけをとり上げて或いは国民主権の憲法だといひ、或いは平和主義のそれだといひ、併しそれはものの全体を言ひ現はしてはいないと思ひます。新憲法は一の根本原理とそれに基づく四原則から成り立つて居るのです。根本原理は万古不易ですが、別に「刻々変遷の心」ということがある。四年たてば世界情勢も変り、又私達の心持ちも変るものです。人間は万古不易の理想をもつて居る、これと共に刻々変遷の勢というものがあつて、この兩者を綜合していかねばならないと思ひます。それではこの基本原理とは何でしょうか。それは人間一人一人が自己の判断をもつて居るもので自主性の認識というべきものであります。主体性を認めるとき、私達は今までの行為につき反省批評を加えなければならぬ。道徳、芸術、言語、家庭生活等について考え直さなければなりません。特に政治の面で筋を通さねばならぬ。それでこそ進歩があるというもの

- 第一 財産売却代金  
八六、五一一四追加
- 第一 歳入  
八六、五一一四追加
- 第一 社会及び労働施設費  
八六、五一一四追加
- 第一 公会堂費  
八六、五一一四追加
- 第一 公営企業及び財産収入  
一〇一、六二〇四追加
- 第一 財産売却代金  
一〇一、六二〇四追加
- 第一 歳入  
一〇一、六二〇四追加
- 第一 社会及び労働施設費  
一〇一、六二〇四追加
- 第一 公会堂費  
一〇一、六二〇四追加

私は昨年一月渡米する前に、マツクアーサー元帥に会つたが、その時元帥の申されたことは未だに忘れられません。曰く「世界の国々はどこでも大變革をして、始めて進歩向上しているものだ」と。即ち世界の進歩した国はいづれも必ず大きな脱皮作用をやつてこそ劃期的の發展を遂げているのです。例えば英國にあつては一二一五年國民が自分等の意思で作つた法律によつてのみ、或いは税金を納め、或いは裁判をうけるべきだといふ、自主的な大憲章(マグナ・カルタ)を時のジョン王につきつけたのです。

米國にあつては如何。米國人は一七七六年獨立宣言を發表して「人は自由であり、且つ平等である。これを脅すものには敢然と抵抗すべきである」と宣言したものです。仏國では一七八九年の大革命に於て、有名な人権宣言が發表された。「人間は自由で平等である。何人もこれを犯し得ない」旨をうたつたものなのです。かようにしてこれら諸國民は人間の權利を強調し

- 市告示第27号(五月四日)
 

五月十二日午前九時市役所に定例市議會を招集する件である
- 市告示第26号(四月二十一日)
 

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)
- 市告示第25号(五月一日)
 

市処務規則の一部を改め四月二十一日から施行するもの。
- 市告示第26号(四月二十一日)
 

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)
- 市告示第25号(五月一日)
 

市処務規則の一部を改め四月二十一日から施行するもの。
- 市告示第26号(四月二十一日)
 

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)
- 市告示第25号(五月一日)
 

市処務規則の一部を改め四月二十一日から施行するもの。
- 市告示第26号(四月二十一日)
 

市役所出張所設置規則の一部を改め即日施行するもの(岩園出張所を改め打出出張所岩園駐在所とする)

です。

次に四原則について申しますと、それは

- (一) 世界の永久平和を念願する平和の原則
- (二) 合理的な天皇制
- (三) 民主政治の形式を完備すること
- (四) 基本的人権の確保

第一の平和の原則は人間はお互いに愛し合わなければならぬという精神から出発していることは言うまでもありません。韓非子に所謂「衷心欣然愛人」、これこそ道德の根元の原理であります。この原則によつて憲法第九條の戦争放棄の規定が存する譯であります。しかし乍らこの戦争放棄ということに付ては今日盛んに論議されていることですから茲で少しく私見を述べたい。

第二章の標題「戦争の放棄」これはあくまで標題であつて、ことばの拙劣表現の不便さという性質上、第九條のうたつている内容を適切に表わし尽くしていると言われません。この条文の内容をよく考えずに只この標題の言葉に拘わると、いかにもわが国は一切戦争をしないという風な印象をうけます。ではほんとうの中味は何かといえれば第一項は基本方針として侵略戦争はやらぬことを定めている。併しながら自衛戦争については放棄してはいないのです。即ち正当防衛については何とも言及してはいないのです。次に第二項にはその方針に対する方法として、「戦力不保持の原則」と「交戦権を認めない原則」を樹てている。戦力不保持というものは例えば個人は正当防衛権を認められていないのと同断で、他の方法で防げる間は兵力をもつ必要がないし、又今後問題を起さないために兵力をもつことを遠慮したのであります。それから交戦権という言葉ですが、この権利は国が戦争をする場合、附随的に生じる権利を指すのでありつて、わが国の過去からこの権利を遠慮するというのです。

第二原則の合理的な天皇制については、理論上からみると、

## 保健婦事業について

終戦後におきます公衆衛生の向上はどんな社会の人々も認めらるるまでに進展致しております。これは伝染病の低下が最も良く表わしております。本年神戸市を中心として天然痘の発生を見ましたが之が対策に致しまして第三次感染を見なかつた事は誠に喜ぶべき事でありませぬ。新憲法は我々国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと定められております。保健所は勿論の事でありませぬが、保健婦事業に於きましても、この憲法で示されております国が国民に与える保障の一端を担つていられるのであります。その責任たるや重大であると考えらるるのであります。保健所とは公衆衛生の指導監督者でありますし、又保健所自体が公衆への衛生教育の道場でありませぬ。保健所が疾病別の相談日をきめておりますのも衛生教育の一つの現れであります。もし結核患者も乳幼児も同時に取扱われれば乳幼児に結核を感染させる率も多くなりませぬ。

主権在民と天皇制とは正面衝突するかも知れない、が人間は社会に於て知識だけで生きられるものでなく、感情生活が必ず伴うものである。それで憲法起草当時国民の一般感情は九八％というものが天皇制維持に傾いてた。併し感情だけでは筋が通らない。抑々天皇の地位を考へるとき①人間としての天皇、②宗教的天皇、③政治的天皇、④国民の情操の中における天皇の地位、という風に分類できますが、③の場合を除けば他は何等国民主権の精神と関係のないものです。それで結局③の場合に於ける天皇の地位を否定できないが故に、国民の総意を背景として、天皇を国民統合の象徴とする天皇制を成立したのであります。

第三原則の民主政治の形式を完備する点ですが、これは要するに民主主義とは「価値の多元性」を認めることだと思ひます。最高絶対唯一の価値のみがあるのではなく、ぬらちの中心が世間に汎山あることを知るべきです。十人十色ということも尊ばねばならぬということもです。民主主義とは人民が人民のために人民による政治だと公式の様にわきまえておると大変まちがうことがあります。自分の意見は腹藏なく述べる、と同時に他人の説にも謙虚に耳を傾ける。アメリカでよく言われるのは Democracy and Co-operation ということばですが、コオパレーションとはいろいろ違つたものを合せるという意味です。西洋の議会にしてもその討議の様子が段々かわつてきたことに気付かれる。初め演説調であつたのが講義調となり、再転して談話調にかわり、皆が真にうちとけて自分の意見を交えていのが見受けられ、決して高い所から棒枕を打ちこむという風がないのには感心する次第です。多数決は多数なるが故に正しいのでなく、多数の場合大抵は正しいから正しいとされるまで、時には少数意見の方が真理をあらわす場合もあるということを知らなければなりません。

大変長らくお話しいたしましたので基本的人権の説明は割愛してこれを以て今日のお話を終ることといたします。

の自宅療養者をどの様にして療養指導をしたらいいかという事になりませぬ。この数多い自宅療養者が最も適切な医師の指導を受けていられるかと申しますとそうではなく、或る一部の人はそうでありませぬ。大多数の患者は自己の意のままに素人療養の生活をしておられます。この状態では家族内感染又は家族内発病を防ぐ事も出来ず一家全滅の感さえあります。それではその人達をどの様にして正しく療養指導をし、家族感染を防ぎ家族内発病を防止するかという事が現在の急務であります。この自宅療養の指導者として活躍しなければならぬのが保健婦であります。

この保健婦の家庭訪問によりまして家族感染を防ぎ、又家族の発病を防ぐ事が出来るのであります。これは私達保健婦が多年の経験から見た事実であります。本県は未だ保健婦規則の公布されてない昭和二年頃から県下の主要市町村に訪問看護婦を設置されて結核患者の家庭訪問指導が実施されてまいりました。この記録によりまして家庭訪問開始後に於きます家庭内発病が減少致しました事が示されております。しかし保健婦の家庭訪問は一人保健婦だけが独立して訪問指導を行う事は勿論でありませぬが、より以上の効果を上げる為には医師の御協力がなくては出来ませぬ。何故かと申しますと医師の適切な治療と保健婦の実際的な看護指導によりまして正しく療養指導が出来るのであります。保健婦は医師が患者に与えられた指示を実行して頂く様に責任を持つておりませぬ。如何に立派な指示がお医者様から示されていたとしても、之を患者が実行されない限り何の効果も得られないのであります。現在までの日本の状況では医師の指示が中間に浮いていた様な感があります。この際両者相俟つて結核撲滅のために聖職を活かさなければなりません。一般公衆の人々は結核の正しい知識をこの職業の人達に学ばれ、結核を必要以上に恐れる事のない様、現在科学の力によりまして治されなくてはなりません。結核程治り易い病氣はないといわれております。これは結核に感染している人は三十歳以上になりませぬと九〇％以上でありますのに、その内発病する人は一〇〇人に二人といわれております。他の伝染病は感染すれば必ず発病するのであります。この事実を考えましても結核は感染しても知らない内に治

われる立会演説会の司会者を選管委員長佐々木清次と定める件

○告示第26号 市議選挙につき当委員会の行う候補者の氏名等の掲載の順序を定める件

○告示第27号 知事選挙につき四月十日当市で行われる立会演説会に於て選挙管以外のものので演説会の秩序保持のため必要な措置をとることのできるものを指定したるもの。

○告示第28号 市議選挙につき候補者の氏名等の掲示をする場所を定めたもの(以上四月十日)

○告示第29号(四月十一日)本年四月三日現在調で作成の補充選挙人名簿を四月十四日から十六日まで三日間、選挙委で午前八時半から午後五時までの間縦覧に供する件

○告示第30号(四月十八日)知事及び県議の同時選挙についてそれらの候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじの日時場所等を定める件

○告示第31号(四月二十日)知事及び県議の同時選挙につきその候補者の氏名等の掲示をする場所を定めたもの

○告示第32号(同右)市議選挙について選挙立会人となるべきものの五選(くじ)の日時場所等を定めるもの

○告示第33号(四月二十四日)本年四月二十三日執行の市議会議員選挙における当選人の住所及び氏名を公職選挙法第百一条第二項の規定によつて告示したるもの(別記)

○告示第34号(四月二十八日)四月二十八日の補充選挙人名簿確定の日における地方自治法に基く直接請求に要する五十分の一の数を五四五名、並びに三分の一の数を九、〇九一名とする件である。

### 市教育委員会告示

○告示第1号(四月十日)市教育委員会四月定例会を左記の通り招集する。

日時 四月十三日午後四時

場所 市教育委員会委員室

議案 一、市立学校退職教員に對する記念品贈呈について

### ★人事異動(四月三十日)

秘書課長 中村 精一

民生部長に補す

公安課長 山下米太郎

秘書課長兼公安課長に補す

土木課長に補す

堀 義春



それだけで非課税の特権を失うものとされていたが、改正法では十八才以上の子女を有して居ても前年の所得が十万円以下である場合には、尙非課税の特権を失わないものとされています。

### (三) 固定資産税

**A 納税義務者**  
固定資産税の納税義務者は所有者であり、その所有者とは土地又は家屋については土地課税合帳、もしくは土地補充課税合帳、又は家屋課税合帳もしくは家屋補充課税合帳に所有者として登録されているものをいうものとされています。名義人が死亡している場合は現に所有しているものが納税義務者となるものとされたのであります。そして免税点は土地家屋及び償却資産のそれぞれの別に計算する方式を、昭和二十六年以降では償却資産に対する固定資産税の免税点を三万円に引上げられ、土地と家屋の免税点は現行通りそれぞれ一万円に据え置かれました。

**B 徴収の方法**  
(イ) 昭和二十六年分固定資産税の納期は四月、六月、九月及び十二月とし、昭和二十

十七年度分以後の納期は四月、七月、十二月及び二月中において市の条例で定めることを原則とするものに改められました。  
(ロ) 昭和二十六年分固定資産税を課する農地の価格も、既に統制価格が撤廃されているので、昭和二十六年九月三十日迄に本決定するものとし、最終納期前の各納期において納付する農地に対して課する固定資産税の額も、他の土地や家屋に対して課する固定資産税の場合と同様、昭和二十五年の例によつて算定した額を納期の数で除して得た額とするものとされました。

**C 評価額の決定**  
(一) 固定資産評価審査委員会の定数増加  
現行法では固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人であります。処置すべき事務

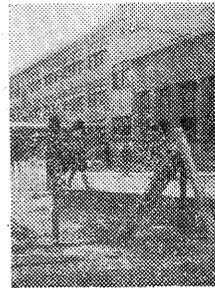
税目	回数	月		別	賦課期日
		市	町		
市民税	一回	六月、八月、十月、一月	四月一日	市	四月一日
自動車税	一回	五月	四月一日	市	四月一日
自動車税	一回	六月	四月一日	町	四月一日
固定資産税	一回	四月、七月、十二月、二月	一月一日	市	一月一日

(税務課庶務係長山村鶴千代)

が多いと認める市は条例によつて委員の定数を十五人迄に増加する事が出来ます。委員会の部会にどの程度まで権限をもたせるかという事は、三人である以上、二人以上の出席があり又二人以上の同意があれば決定することが出来ます。

(二) 道府県知事の評価の権限  
船舶、車輛、鉄道、軌道、発送配電施設等の固定資産で地方財政委員会が指定するものの中、関係市町村が一道府県内のもので道府県知事(現行地方財政委員会)が評価するものとされました。  
次に市中の定期の税納期(新市会にて決定されますが)は大體次の通りでありますから市民各位は予定計画を立てられま

### モデルスクール誕生



### 竣工した宮川小學校舎

文部省より指定された全七校のモデルスクールのトップを切つて、四月十四日宮川小學校の新校舎が竣工しました。トップを切つたというだけでなく、その設備の面でも文部省から激賞を受けたものが私共の芦屋市に生れたのです。

光線が得られる様、廊下側には網を設けず、その代りこの側には上下三箇所づつに通風を兼ね、夏は涼しく冬は暖かくする為の換気孔があります。黒板も正面だけでなく、側面にも備えて時々机の向きを変えられる様にし、学童の気分転換がはかれる様工夫してあります。一階の教室の外は高級の高麗芝のテラスを設け、三階の教室は屋上からの輻射熱を防ぐ為、二重天井にしてあります。こんな普通教室が十一あります。

講堂は理想的な映寫設備やマイクを設け、その上スクエアダンス等の時適な様に中央床面が一段下げてあります。特別教室としては音楽教室、準備室をもつ家庭科教室、理科教室の他に閲覧室と書架室をもつ図書室があるのも特長の一つです。その外男女別の水洗便所も完備してありますし、学校放送用のスピーカーは各教室と屋外用のが設けてあります。その他色々の工夫を凝らした特長があるので省略するとして、何れにしても、塔屋を含む四階建の校舎の威容は私共市民の誇りであり、国際文化住宅都市建設の第一歩としてこのモデルスクールの誕生した事を喜ばう工夫してあります。落着いた



### ★赤十字の

### 資金募集

○助けをもとめる気の毒な人達と、他人を助けようとする親切な人達が、赤十字を通じて結ばれます。

○地震や洪水のときに、火傷をした幼児を救つたり、けがをした人の手当をする救護員の勇ましい話は、おききになつたでしょう。

○世界を一つに結び大きな平和



### 弘報問答

A 今日は一つ弘報ということについて聞きたいのだが、一体弘報とはどんなことをするものか。

B それは良い質問だね。近頃弘報という言葉がよく言われるが、どうもこれを使っている本人でもはつきりしたことをわきまえていないようで誠に細かいことだ。

A 誠にどうも相済みません。所で以前には耳にしない言葉だね。B そりやそうだ。弘報ということとは言わば民主主義の申し子のようなものだから、アブレダール派の一つだ。

A そうすると終戦後唱えられ出した民主主義にもとづく新しい仕事らしいね。B うん、一体民主主義は「人民の、人民のための、人民による」政治というんだらう。

A 実際今までの政治のやり口は「知らしむべからず、よらしむべし」だつたからなあ。B そうなんだ。それでこの民主主義の根本原則は大いに結構だが、ちや一体どんな方法をとるとこの原則がうまく実現すると思ふ?

A そうだなあ。そりや矢張り

先づ市なら市の政治のほんとうの姿を市民に知らせることが第一歩ではなからうか。

B そう思うだらう。現実の政治の実態が分らなければ批判も何もできないからね。

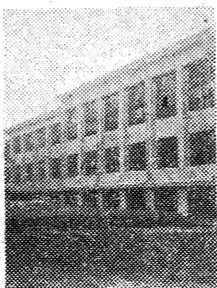
A まづ「ガラス張りの政治」を求むる譯なんだね。

B そこでだ、政治をありのままに一般人民に知らせること、それが弘報という仕事なんだ。それも人々の感情に訴えて自分の思うつぽへ人を引きつづいていく所謂宣伝ではなくて、あくまで人々に正しい事実を示して正確な認識を得させるやり方が弘報活動というものだ。

A なるほど、そうするとつまり弘報というのは役所が人民にものごとを知らせる仕事だね。B 所が一つあるんだ。「知る」ことも大切なんだよ。人民の声を、つまりいろいろの希望や批判や要求を聞いてその与論がどちらを向いているかを察しなればならぬ。そしてそれを政治を行う上に十分にとり入れるようにしなければならぬ。

A よく分つた。政治のほんとうの姿をそのまま知らして貰い、他方こちらの言いたいことを十分に言わしてもらおう。それがこそ役所と人民との間に意思が

岩園校舎落成す



疏通するといふもんだね。

B そこで始めて双方が信頼できるようになり、市役所も市民も一体となつて自分等の町をよくしていくと協力できるようになるというもんだね。

A それじゃ役所は一体どんな手段で弘報活動をするんだ。B そりやいろいろやり方はあるよ。まづ「知らせる」方では弘報誌、ポスター、パンフレット等を発行して市政や市役所の行事や動静を知らせる。又ラジオ、映寫、紙芝居、巡回弘報車等でこちらの知らせたいことを説明する。「知る」方面では時々与論調査やアンケートを実施する。投書や陳情をうけ入れ、討論会や公聴会を通じて民意をきく等さまざまの手段がある。

A いやどうもいろいろ説明して貰つてよく分つた。有難う。



★西宮競輪  
本年度第一回  
芦屋国際文化住宅都市建設法制定記念の西宮競輪は五月十六日から二十一日まで開催されます、一日十二レース(事業課)

★寄附  
大原町八〇、三宮清十郎氏はさきに死去された誠子夫人の供養としてこの程金十六万一千三百四十円を寄附されました。市では氏の御厚志を有難くお受けして左の通り配分することとなりました。

芦屋婦人会 一〇、〇〇〇円  
白菊会 一〇、〇〇〇円  
盲人会 五、〇〇〇円  
駅前舗装工事 〇、〇〇〇円  
保育施設費 一、二六、三四〇円  
計 一六一、三四〇円  
(厚生課)

★犬をかわいがりましょう  
愛犬家に告ぐ!! 狂犬病の予防注射によつてあなた方の愛犬を護つてやりましょう。毎月曜日と木曜日芦屋保健所で施行してあります。この手数料は百円です又畜犬の登録をしなければならぬことになっていきますからお忘れなように。鑑札手数料は三百円、毎年更改することになつ

★縣議は渡邊氏  
四月三十日執行された本市選出の県会議員選挙の結果は前助役渡辺万太郎氏が当選されました。又知事選挙の方では岸田幸雄氏が優勢を示しました。(選管)

★小口融資について  
昨年十二月より実施しております中小企業者に対する小口融資は、現在では一四六件、三八〇万円が運転資金として市内の業者者に利用されております。一口三万円、期間は三ヶ月の短期であります。手続が簡便である上、低利であるので非常に喜ばれており、返済状況も順調であります。中小企業者で融資御希望の方は市役所経済課まで申込んで頂けば、御相談に応じます。(経済課商工係)

★當選証書の授與式  
新市会議員三十名に対する當選証書の授與式が五月三日の祝日を卜して午前十時から議事堂で行われました。まず証書の授與が行われ次で佐々木選管委員長から挨拶がありました。市の選良たる以上特定の地域や一部

★主要食糧販賣価格一覽表  
品目 単位 価格 備考  
精米 うるち 一キログラム 五五〇 上記は売主店先渡し又は持込渡しの場合  
輸入精米 〃 〃 四六五 以下同じ  
玄米 うるち 〃 四九〇  
精米 丸引割麦 〃 〃 三三〇  
玄麦 小はだか麦 〃 〃 三三〇  
小麥 粉 〃 〃 四二五  
そば 粉 〃 〃 三三五  
手延製 とうめん 〃 〃 二二三  
機械製 とうめん 〃 〃 一九九  
乾うどん、平めん 正味三九〇グラムにつき 一九五〇  
乾そば、乾支那そば 〃 〃 一九〇〇  
節 〃 〃 二二九〇(手延製とうめんの屑)  
生めん 生うどん、生そば 四五分につき 六四〇  
パ ン コッペ焼三箇又は型焼一斤 二二二〇  
砂糖バター入 一箇一八〇グラム(カナダ粉)又は一八二グラム(カナダ粉)又は一八二グラム(カナダ粉)又は一八二グラム(カナダ粉) 二四六〇  
砂糖バター入 一箇一七七グラム又は一七三グラム 二二七〇  
バター入 〃 〃 二二七〇  
人工甘味入パン 右各種パンの価格に六〇銭を加算する 三〇四〇  
マカロニーはカットラムにつき

★映畫の夕  
市では地方選挙を控えた十六日、県及び市選挙管理委員会と共催で、選挙啓蒙運動として県弘報車で市中を限なく巡回して市民の方々に呼びかけました。そして当日夕刻五時からは仏教会館で映画会を催しました。選管佐々木委員長の「選挙の話」があり「女の手帳」「懐しの歌合戦」等上映されましたが大変な盛会でした。(企画調査課)

★子供大會  
五月十三日宮川小学校でお昼から、仲良し子供会創立五周年と知事賞受賞、モデル子供会指定記念の第六回仲良し子供会があり、ゲエテ作ライネケ・フツクス「狐の裁判」の劇が上演され大変好評を博しました。(教委、文化課)

★外食券は經濟課で  
四月から食糧配給公団が廃止されたので、今まで公団でお渡ししていた外食券はこれから市役所経済課の配給係で取扱うことになりました。外食券の御請求には主食購入通帳と印鑑を持つて当方へお越し下さい。(経済課)

★優勝旗の行方  
この度の二つの地方選挙で市内十二投票所中最も投票率のよかつたのはどこだつたでしょうか、それは市議選挙では第二の九五・六五%、知事県議選挙では第十一の七九・〇七%、双方の平均では第二の八七・二六となりです。そこで選管では五月八日午前十一時、芦屋会館で第二投票区の投票管理者中村作男氏に対し栄えある優勝旗と表彰状の授与式を行いました。尚別に第二、第十一両投票区には夫

々表彰状が渡され、委員長祝辞があり目出度く閉式しました。(選管)  
★みんなで大掃除を  
春季清潔法が次の日割で行われます。みんなで力をあわして住居をきれいにし、伝染病をなくし、気持ちよく暮らしましょう。(衛生課)  
五月十六日 六麗荘、岩園、朝日ヶ丘、東山、翠ヶ丘、親王塚、大原、楠  
十七日 山手、東芦屋、松ノ内  
十八日 船戸、上宮川、業平  
十九日 西山、月若、西芦屋  
二十日 前田、津知、川西、清水、平田、松浜  
二十日 浜芦屋、伊勢、竹園、

第四回 芦屋市美術展  
日時—6月10日~15日(10日~14日夜9時まで、15日夕5時まで)  
種別—日本画、洋画、彫刻、工芸、寫真  
搬入—6月2日(土)、3日(日)、4日(月)会場へ  
出品手数料—1人3点まで ¥100.00  
出品規定—各材料店及び市教委文化課にあります。  
主催 市教委、芦屋美術協会

◆會員募集◆ 美術協会は市に於て美術文化昂揚のため昭和23年4月29日結成されました。文化都市芦屋にふさわしい美術運動を展開するため、各種展覧会、講演会、見学会、寫生会、童美展、会報発行等をしていきます。同好の士の御加入をお勧めします(会費年額、正会員200円、同好会員100円賛助会員500円)

★砂糖公定價格  
(昭和二十六年四月十四日物価庁告示第九一号)

砂糖	一箇一八〇グラム(カナダ粉)又は一八二グラム(カナダ粉)又は一八二グラム(カナダ粉)又は一八二グラム(カナダ粉)	二四六〇
砂糖	一箇一七七グラム又は一七三グラム	二二七〇
バター入	〃	二二七〇
人工甘味入パン	右各種パンの価格に六〇銭を加算する	三〇四〇

★農業委員会法について  
昭和二十六年三月三十一日法律第八十八号により、農業委員会法が施行されました。これは従来の農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会の三委員会が合体したものであつて、来る七月二十日に選挙を行います。今回の選挙によつて新に農業委員十五名を選出し、従来の委員は自然的解任になります。選挙は一般選挙で、一反歩以上農地を所有し、又は耕作して居る農民は選挙権及び被選挙権があります。(経済課)

★農地の小作料及び農地價格について  
昭和二十五年七月三十日を以て土地の賃貸價格がなくなり、それによつて農地の小作料及び農地價格が変りました。  
一、小作料は反当り六百円以下(標準旧賃貸價格の二十八倍)  
二、農地價格は田の場合旧賃貸價格の二百八十倍、畑は旧賃貸價格の三百三十六倍(何れも最低農地價格であります)(経済課)

市教育委員会より  
〇四月定例会(四月十三日)  
一、議案 第一号、市立学校退職教員に対する記念品料贈呈について、岩園小学校魚谷賀三、前川武両氏に関するものである。(可決)  
第二号、第四回芦屋市美術展覧会開催の件、これは六月十日から十五日まで仏教会館に於て開くもので、種別は日本画、洋画、彫刻、工芸、寫真等である。(可決)  
第三号、教委事務局職員異動(可決)

- 二、協議事項  
1、精道中学校、宮川小学校の移転について  
2、海水浴実施方針について  
3、指導主任任用について  
三、報告事項  
1、茶華道大会実施について  
2、全国公民館運営協議会出席状況について  
3、市立小学校職員異動の件  
4、山手中学校養護婦採用について  
5、その他

〇四月定例会(四月十三日)  
一、議案 第一号、市立学校退職教員に対する記念品料贈呈について、岩園小学校魚谷賀三、前川武両氏に関するものである。(可決)  
第二号、第四回芦屋市美術展覧会開催の件、これは六月十日から十五日まで仏教会館に於て開くもので、種別は日本画、洋画、彫刻、工芸、寫真等である。(可決)  
第三号、教委事務局職員異動(可決)  
二、協議事項  
1、精道中学校、宮川小学校の移転について  
2、海水浴実施方針について  
3、指導主任任用について  
三、報告事項  
1、茶華道大会実施について  
2、全国公民館運営協議会出席状況について  
3、市立小学校職員異動の件  
4、山手中学校養護婦採用について  
5、その他



四月(四月)  
二十三日 市議選挙、即夜開票  
三十日 知事及県議選挙  
五月(五月)  
一日 知事、県議選挙開票  
三日 市議當選証書授与式(議事堂)  
五日 児童憲章宣言記念こども大会(宮川校)  
八日 憲法記念講演会(芦屋会館)  
優秀投票区表彰式(芦屋会館)  
十日 社会教育委員会  
六籠荘貯水漏水防止工事完成  
十二日 定例会議  
十三日 仲よし子供祭(宮川校)  
寫生会  
十四日 県婦人大会(宮川校)  
十五日 観光協会常任理事会  
十六日 市営西宮競輪(二十一日まで)  
阪神間水道課長会議  
十八日 教育委員会  
十九日 弘報委員会(議事堂)

6月10日~15日 芦屋市美術展(仏教会館)  
中旬 賜チブス、パラチブス予防接種施行  
〃 〃 全国モデルスクール近畿地区支部協議会(当市)  
〃 〃 下旬 市卸売市場完成  
7月10日 市内農地一筆調査

# 郷土史話

## 芦屋の石器時代の遺跡

故福原会下山人稿

芦屋の地は現今こそ人家が密集して、川には汚水も加わり、山も大分荒れては居るが、古来、後に深山を負い、山の南面は緩勾配が野となつて前面に遠浅の海を控えて居る。その上清冽な水は東に西に清く流れて居るのである。この天然の良地に原始時代の遊牧人が悠々と閑日月を送つて居たのである。由来、天然の美地は悠々と日月を消すのに具合の良いことは、五千年余の昔も今も交りは無く、現今では芦屋の地はこの天然を愛する遊牧、否、今日の優勝民族が閑日月を送る為、住宅の地と選んで居る。

朝日は河内国の生駒山からのつと出て難波潟に金波銀波を泛べ、夕日は淡路島に落ちて銀波洋々。山には猪、鹿、猿、狐、狸、鳥類が多く住み、海には甘美な魚介に充ちて居る。此の環境の中で、豊かな生活に絶えて浮世の苦も知らず、只コトコト

には今も尚、精巧な石簇を発見出来、大雨のあつた翌日などは赤粘土の表面に破片と共にその半身又は全身を現わしている事は珍らしくない。これ等の石簇を所有して居る人としては神戸史談会幹事の川辺賢武氏や若い学徒の若林泰等がある。質は黒耀石又は燧石の類が多い。此処で石器の採集を始めたのは、四十余年前の事であるがまだまだ多くの種類が、注意の上にならば、意図外に見出せる事と固く信じて疑わないのである。今日までに原始時代の遺跡地という事が確かに定まつているのは芦屋川の西から岡本の元梅林までで、それから西は住吉から篠原の山手までである。本庄村には石庖丁や石杵などが発見され、御影からは石斧が発見されているが、これは極低地の現今の町中とか村中から出て居る。これ等は久しい間の大雨、

大水、川の變流によつて上手から土砂と共に流れて来たとして考される。何故ならば現今の海岸線と五千年前の海岸線とは地質上一見して解るのである。岡本の地では瑪瑙の破片などが散乱して居た。この地は芦屋の山手以上に多くの石器を出して居る。これは近來多くの土木建築の開墾による結果に伴う発見である。

今は昔、未だに土俗間に言い伝えられる、梅は岡本、桜は生田、松のよいのは湊川、惜しいかな梅も桜も松も今いづこ、芦屋及西隣の三条の山手の最近の開拓には一驚する。石器時代の遺跡地と、知つてか知らずか、多くは知られずに開發されて了つたのである。今後一寸でもこれ等に注意して貰えば、必ず得る処もあり、古代文化遺跡地としての価もある譯である。

要するにこの民族は耕して食を得る術も、織つて衣を製する術も知らなかつたのか、自然の儘に生を送つたものらしく、或る他の優等な民族の為に迫害を受け、甲地より乙地に転々移住し、簡素な生活を営んだもののようにある。その遺物も多くは迫害のために遺棄したもの、或は使用して既にその用を失つた器具等である。

彼の独木舟等は、彼等が石斧、石鑿を用いて巧に造り上げ、どんな波濤も凌いで航海し、幼稚な民族とは言い乍らこの様に安全に生活して居た事は殆んど不思議と言わなければならぬ。今、この独木船の製法を考えて見よう。物と物とのマサツに依つて発火し、火を使用する事を知つた彼等は、先ず独木船にする大木の根元に多くの枯木を集め、それに点火

### 市民の聲を募る

皆さんのお気付きになつたこと、この市のためになるようなことは何でもどしどしお教え下さい。

### 主な内容

- 新選良の三十人
- 選挙の跡を顧りみる
- 告示(市、選管、教委)
- 新憲法の問題
- 保健婦事業について
- 今年市の幸福のために
- モデルスクールの誕生
- 赤十字募金
- 弘報問答
- 庁内短信
- 教委より
- 芦屋の石器時代の遺跡

12 11 10 9 9 8 7 6 5 3 2 2 2